

平成26年度 第2回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成27年1月27日(火) 生駒市役所 4階 403・404会議室			
出席委員等	委員長		森 裕之	
	委員長代理		豊永 泰雄	
	委員		松山 治幸	
	事務局		今井企画財政部長・上村契約検査課長・中谷契約検査課課長補佐・西田契約係長・澁谷契約係主査	
	抽出案件説明担当課	教育総務課		真銅課長・藤本課長補佐・井上課長補佐
こども課		吉川課長・松田保育幼稚園係長		
浄水場		乾場長・古林浄水場係長		
スポーツ振興課		黒松課長補佐		
営繕課		中野課長補佐・田中営繕係長・千葉係員		
審議対象期間	平成26年6月1日 ~ 平成26年11月30日			
抽出案件	総件数	5件	(備考)	
一般競争入札		4件	期間内入札等件数	一般競争入札 97件
指名競争入札		0件		指名競争入札 0件
随意契約		1件		随意契約 9件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
<p>1 辞令の交付について</p>	<p>各委員に生駒市入札監視委員として委嘱状(任期:平成26年11月1日から平成28年10月31日まで)を交付しました。</p>
<p>2 委員長及び委員長代理の選任について</p>	<p>生駒市入札監視委員会条例第5条第2項により委員の互選が諮られました。森委員を委員長に推薦する意見があり、各委員が同意し、森委員が委員長として選任されました。また、森委員長の指名により豊永委員が委員長代理として選任されました。</p>
<p>3-(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p>	<p>平成26年6月1日から平成26年11月30日までに契約された各方式別の状況について報告をしまし</p>
<p>3-(2) 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について</p>	<p>各抽出案件について、各担当課から工事概要を説明し、一般競争入札における参加資格設定理由及び選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から業務概要及び随意契約理由を説明しました。</p>
<p>●抽出案件1(鹿ノ台中学校スーパーエコスクール校舎(南館)改修工事:一般競争入札:教育総務課)について</p>	
<p>校舎の改修という事ですが、エコの取り組みのために改修を行ったのか、それともそもそも校舎の改修が必要なところに、エコの取り組みを取り入れてたのですか。</p>	<p>生駒市の学校も30年以上経つ校舎も増えてきましたので、順次、大規模改修を行っているところです。順番としては鹿ノ台中学校が改修にあたっており、その中で、文部科学省のエコ改修のモデル事業というのがありまして、応募したところ採択されましたので、元々必要な改修にエコも取り入れた改修工事となりました。</p>
<p>モデル事業はここが初めてですか。</p>	<p>平成24年度より始まったモデル事業で、平成24年度は全国で生駒市を含めて3自治体だけ採択されています。生駒市では鹿ノ台中学校が初めてとなります。</p>
<p>説明の中で、子ども達にワークショップを行ってもらって、プランを考えてもらったとのことですが、そのアイデアは実際の建築の中で活かされたのですか。</p>	<p>ハード面では小型風力発電や足踏み発電、ソフト面ではグリーンカーテンや部屋の照明など、子ども達のアイデアを取り入れた改修等を行っています。</p>
<p>学校改修で、登校する子ども達の意見を聞くというのは初めてですか。</p>	<p>おそらく初めてだと思います。モデル事業の条件として、関係者でワークショップを下さいとなっていました。子ども達も入ってワークショップを行ったのは生駒市だけだと聞いています。</p>
<p>いつ完成しますか。</p>	<p>来年度で完成となります。工事が2年にまたがりまので、来年度は北館を改修する予定です。</p>
<p>市町村によっては、住民参加が大事だということでワークショップを行いながら、全然意見が活かされず、事業を行うことがあったりします。その点、活かされているというのは非常にいいことだと思います。また、ワークショップで取り入れた事業が実際に活かされているのかの検証も必要かと思しますので、検証の実施をお願いしたいと思います。</p>	<p>学校の方でも子ども達にアンケートを実施して、エコスクール事業を取り入れたことで、エコに対して関心を持ったという子どもが増えてきているという報告もいただいています。</p>

質 問	回 答
<p>ハコモノで気になるのは、国の方で、建物の統廃合をしていこうという大きな流れがあります。それとの関係ということで、改修をするということは、使い続けるというのが前提になると思います。その点は検討されていますか。</p>	<p>学級数、児童数の将来推計を見ながら行っています。</p>
<p>鹿ノ台中学校は存続するということですね。</p>	<p>現在、各学年3学級ですが、当面は横ばい傾向で推移すると考えています。</p>
<p>来年の改修についても入札をするのですか。</p>	<p>そうなります。</p>
<p>この学校だけ行うとなると、不公平感が他の学校から出ませんか。</p>	<p>今回、ペアガラスを入れたりエコ改修を行いましたので、次回、他の学校で大規模改修を行う際には、そのようなところも取り入れていくことも検討していきたいと考えています。</p>
<p>文部科学省の補助金の意図も、初めにためしでやってみてもらって、良かったら、別の補助金や自治体の財源で、次回の改修に取り入れてもらうという意味の補助金なんですか。</p>	<p>モデル事業ということですので、まずはエコに配慮した改修を行うのが1つ。もう1つは長寿命化ということで、これとは別の事業になりますが、改修を工夫して長く利用できるようにと、国が方向を出しています。ですので、今回、モデル事業で行ったことに対して、他の自治体から照会があったら、対応をお願いしますと国から言われています。</p>
<p>ペアガラスや他のエコ改修を行うことで、どれくらい省エネやエコになっているという環境測定を今後やっていけますか。</p>	<p>教室内の温熱環境を継続して測れるようにしていますし、ペアガラスを取り入れたのも外が暑い時は中はそれほど暑くならない、外が寒い時は、中はそれほど下がらないということで、効率的な空調管理ができますので、省エネ等に効果が出ていると考えています。また、学校内にエコルームという環境を見れる場所を作りますので、そこで環境測定もできるのではないかと考えています。</p>
<p>この案件はそれほど難しい工事ではないと思いますが、3者しか応札がなかったのは何が原因と考えられますか。</p>	<p>それほど複雑な工事ではありませんが、今回は少ない応札でした。おそらく建築工事については、他でも工事が出ていることもあり、少なかつたのではないかと考えます。</p>
<p>予定価格について、今の経済情勢を踏まえた工事価格であると思いますが、今回の落札率を見ると85%で最低制限価格での落札ということでしたので、それだけの値引き幅があると考えたらいいのですか。</p>	<p>最低制限価格の算式はご存知だと思いますが、材料費とかは落とせませんが、共通仮設費等の間接費で、金額を落とした結果であると考えます。一律での値引きというのはないと思います。ですので、最低制限価格で応札されたとしても、材料の品質を落としてではなく、そういうところを企業努力の範囲内で下げて、最低制限価格でも採算がとれると考え、応札されたものだと考えます。</p>
<p>この業者はどこにある業者ですか。</p>	<p>奈良県内に本店をお持ちの業者です。</p>
<p>●抽出案件2(生駒台幼稚園改築工事:一般競争入札:地域整備課(こども課))について</p> <p>金額が大きいのに3者しか応札がなかったのは、先ほどのお話と同じ理由で、供給が逼迫しているということですか。</p>	<p>この案件はどうか分かりませんが、一般論的には、昨年度あたりから建設工事については需要はあるが、供給が追いついていない状況が続いています。</p>

質 問	回 答
坪あたりの単価はいくらぐらいになるのですか。	建築費用だと1㎡あたり27万円ぐらいで、坪単価でいくと90万を切るぐらいです。単純に契約金額を建物面積で割ると約43万5千円となりますが、これは外構及び解体工事代も含んだ額となります。
高いように思いますが、それぐらいの金額になるものですか。	園舎としては標準的な価格であると考えます。
幼稚園の改築工事というのはこれからもあるのですか。	幼稚園は9園あり、今回の工事が初めての改築工事となります。そのうち、子ども園化する幼稚園もあるので、来年度から順次、改築や耐震化を進めていく予定です。
建築という意味では同じなので、幼稚園の改築をするとなると応札業者が少なかったら、落札率も上がってしまうということになるので、その点はどう思いますか。	民間の保育園はできていますので、保育園の建設は今後もニーズがあると思います。幼稚園の方は少子化で各市町村も統廃合して、廃園になっていく流れだと思っています。その点では幼稚園は少なくなっていくと考えています。逆に子ども園になると調理室や乳幼児ルームを設ける必要がありますので、設計金額が高くなりますが、子ども園の建設が主になってくると思います。入札状況については今後、どうなるか分かりません。
引き続き応札業者が少ない状況が続きそうですね。	業者も人がいれば、応札するのですが、こういう建設工事になると現場に専任で常駐することになるため、建設業法上、他の現場を兼ねることができなくなるので、建設工事の需要が多くなると、応札業者が少なくなってしまうこととなります。
この案件は旧園舎を解体して、園舎を新築する工事になるので、それほど特殊な工事ではなく、代表的な工事だと思いますが、対象業者数が57者あるのなら、もう少し応札があってもいいように思うのですが、その点はどう思いますか。	業者も現在持っている工事に加えて、この工事もあるかどうかの判断になりますし、受注した際に下請け等の現場の人間を集めてこれるかどうかも検討する必要がありますので、今の状況ではなかなか難しいのではないかと考えています。
工期は6月からで、現在も工事中ですか。	そうです。工期の終期は今年の3月末となっています。
入札の公告を行ったのは、いつになりますか。	5月1日の公告となります。
5月1日まではこういう案件があるというのは分からない訳ですね。	4月に今年度の発注見通しを公開しますので、金額は掲載しませんが、こういう工事があるというのは、4月時点では情報発信しています。
予算が成立した時点ということだと思いますが、2月、3月にはこういう工事があるというのは分からないのですか。	実際のところ、工事の前に設計を発注していますから、熱心な業者でしたら次年度に工事発注があると予測されています。この案件でしたら、前年度に設計していますので、工事は今年度にあるだろうとわかりますので、本当に仕事が欲しい業者は前年度から今年度にかけての発注とかも調べておられます。
公告は無理だと思いますが、こういう工事があるというのを早く知らしめる方法があれば、業者も段取りがつけられるのではないかと思います。その点は何とかできないものですか。	どうしても予算が成立しないと情報提供はできません。

質 問	回 答
<p>応札業者が増えるような施策を考える必要があるのではないかという意見だと思いますので、公告の期間を延長する等も含めて、対策を考えてもらいたいと思います。</p>	
<p>●抽出案件3(真弓浄水場電気設備等改良工事:一般競争入札:浄水場)について</p>	
<p>入札の公告を行ったのは、いつになりますか。</p>	<p>10月1日です。</p>
<p>この案件も公告日まで、この工事があるのは分からないのですか。</p>	<p>この案件も年度当初の発注見通しで公表しています。</p>
<p>この工事は難しいのですか。また、元々の施工業者は今回の落札業者ですか。</p>	<p>元々の施工業者は別の業者となります。この工場の難しい点は、稼働しながらの浄水場の電気設備更新工事となりますので、難易度のある工事と考えます。</p>
<p>難易度が高い工事であるので、応札業者も1者しかなかった大きな理由になるのでしょうか。</p>	<p>既存施設を稼働させてながらというのは難しく、特に水道施設ですので事故を起こすこともできないので、難易度の高い工事だからだと思います。</p>
<p>もう工事は始まっているのですか。</p>	<p>現在は現場調査に入っています。電気設備に付随しているポンプや機械設備がどういうルートに入っているとか、ケーブルなどの調査に入っています。</p>
<p>こういった大規模改良工事は真弓浄水場では初めてですか。</p>	<p>平成14年に山崎浄水場において、同じような電気設備改良工事を3年間かけて行っていますが、真弓浄水場は初めてです。</p>
<p>●抽出案件4(生駒北スポーツセンター多目的グラウンド整備工事:一般競争入札:スポーツ振興課)について</p>	
<p>落札率の低さはどこで差が出たと考えますか。</p>	<p>人工芝の敷設がメインとなりますので、応札業者と人工芝業者とのつながりや、また本工事は舗装工事での発注ですが、現場サイドで考えると、敷地内での工事になることから他に影響がない工事になるため、共通仮設費用等が少なくすむところから、金額を下げる事ができたのではないかと考えています。</p>
<p>予定価格は積算資料や建設物価から積算しているのですか。</p>	<p>通常は公共単価を用いて設計をするのですが、本案件は公共単価がないため、業者の見積りで設計金額を出しています。ですので、予定価格が高い可能性もあることから、見積りでの積算分について、本市では最低制限価格は設定なしというルールを作っています。このルールによって、市場性に委ねています。通常は市場単価を考慮して、公共単価が作成されているので、これには最低制限価格を設定しています。こういう業者の見積りに依存する案件の設計方法としては間違っていないと思います。</p>

質 問	回 答
<p>積算するにあたって、これぐらいのグレードの人工芝ならこれぐらいの単価になるだろうと想定された上で積算されていると思うのですが。</p>	<p>当然、見積価格は出てきますので、それに対して、査定率を考えるのですが、市場価格が全国的に一律であったらいいのですが、他の市町村の落札実績を調査すると、高かったり、低かったりしていますので、市場価格というものが算定できないことになります。こういうことから査定率を1.0にし、最低制限価格を設定なしにして、入札において市場性に任せるのが妥当だと思います。</p>
<p>人工芝もいろいろ種類があると思いますが、当初考えていた人工芝と現在、敷設する予定の人工芝は違いはどのようなのですか。</p>	<p>現在、まだ人工芝は張っていませんが、当初考えていた人工芝はグレードの高い人工芝で、日本サッカー協会に認定されているグレードのものと同等品のものを取り入れるように設計図書にも入れています。業者も決まりましたので、人工芝を提出させ、設計図書に合致した人工芝であると判断しています。品質的には何ら問題ありません。</p>
<p>落札業者の入札金額と他の業者との入札金額にかなりの幅がありますが、どこの部分が高いのですか。</p>	<p>落札業者と他の業者の内訳を見てもみると、一番お金がかかる人工芝に係る工事費はどこともほぼ変わりません。経費で一般管理費や現場管理費で落札業者より高くなっています。</p>
<p><b>●抽出案件5((仮称)生駒北小中一貫校設計業務:随意契約:教育総務課)</b></p>	
<p>プロポーザルの評価について、1次審査で7者、2次審査で4者の審査していますが、をどのような方法で審査したのですか。</p>	<p>7名で構成するプロポーザル審査委員会を立ち上げて、1回目の審査委員会で、審査基準について、どのように評点、評価を行うか協議してもらいました。昨年の7月に1次審査を行い、応募者7者から4者に絞りました。その基準は業者の過去の実績、施設の整備方針等、審査委員会で決めた基準に則って、提出された書類に点数をつけ、審査委員の協議の結果、上位4者を選定しました。その4者から具体的な技術提案書を提出してもらい、8月に2次審査を行い、審査委員によるヒアリングを行ってもらい、その日に点数をつけてもらい、最終的に点数の高い契約業者に特定しました。2次審査の点数結果は公表を行っています。</p>
<p>点数の内訳や見積金額を公表していますか。</p>	<p>点数の内訳や見積金額は公表していません。</p>
<p>最低限の透明性はあるかと思いますが、まだ不十分のような気がしますが、その点はどう考えていますか。</p>	<p>情報公開をされた場合は別ですが、情報提供という状況では、金額までは出さずに特定した業者の名称と各業者の点数ぐらいで、最大限やったとしても大項目の点数までです。</p>
<p>情報公開をすれば、各業者名も出すのですか。</p>	<p>出します。各委員の評価点については、市職員の場合は出しますが、学識経験者については出さないとなっています。現在、こういう取扱いを行っています。</p>
<p>今、お話をいただいた2次審査の点数結果はホームページ上で見ることができるのですか。</p>	<p>ご覧いただけます。これについては、プロポーザルのガイドラインに合わせて、情報提供を行っています。ですので、すべて情報提供を行うということではなく、市の基準に基づいて行っています。</p>
<p>特定した業者と他の業者との講評とかを記載したりはしていないのですか。</p>	<p>記載していません。</p>

質 問	回 答
<p>結果的に契約業者は、金額も一番安かったのですか。また、技術点も一番高かったのですか。</p>	<p>価格も他の業者より安く、技術点も一番高かったです。</p>
<p>プロポーザル方式の場合、設計を行うと思いますが、業者の方でどのようなものを作ってくるのかで技術点に含まれると思います。その場合、設計金額というのはどのような方法で作成するのですか。</p>	<p>通常設計業務を委託する場合に積算する仕方があるのですが、今回の物件につきましても設計していただく建物の大まかな仕様として、構造や床面積が決まっていますので、そこから積算をすることが可能です。ですので、そこから予定価格を求めています。</p>
<p>プロポーザル方式の案件は年間何件ぐらいあるのですか。</p>	<p>最近増えてきていますが、年間5件から10件ぐらいになります。計画業務の発注は多いですが、この案件のような設計業務はあまりないです。</p>
<p>総合評価方式もあるのですか。</p>	<p>総合評価方式は工事に適用しており、業務関係ではありません。</p>
<p>見積もりは高いが、いい内容であったことから、そちらを選ぶということがありますか。</p>	<p>あります。</p>
<p>本案件は該当しないが、費用がかかるが、いい内容であったから選んだという説明は必要なのではないかと思いますが、その点はいかがですか。</p>	<p>総トータルの評価点数で決まります。例えば、120点満点として、その中で価格に対する評価点が満点30点で、満点を取られたとしても他の評価点が低ければ逆転となります。</p>
<p>技術点は何点にするなどの評価点の内訳はその審査委員会で決定するのですか。</p>	<p>そうなります。</p>
<p>1-(3) 入札参加停止措置の運用状況について</p>	<p>平成26年6月1日から11月30日までの入札参加停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>1-(4)-① 平成26年度の入札制度変更による開札状況等の報告について</p>	<p>平成26年度の入札制度の変更による入札状況の変化について報告しました。・・・①最低制限価格を固定した後の開札における「くじ」発生状況②平成26年度の入札不調等の発生状況③予定価格等事後公表の試行の結果④生駒市の入札に係る各種要領等の改正⑤建築設計及び建設コンサルタント業務の格付廃止と発注標準見直しについて</p>
<p>最低制限価格を固定にして、くじが増える予測はあったと思いますが、業者の方の反応はどうでしたか。</p>	<p>特に苦情などはありませんでした。</p>
<p>事前公表をしない方がくじになる可能性が低くなりますね。</p>	<p>そうです。最低制限価格が分かりませんので、低くなります。</p>
<p>最低制限価格を事後公表にすることによって何か問題などはあるのですか。</p>	<p>予定価格は事前公表をし、最低制限価格を事後公表とした案件が3件ありましたが、事前公表とほぼ同じ落札率となっています。今のところは特に問題は出ていませんが、もう少し検証を行っていきたいと思っています。</p>
<p>予定価格も最低制限価格も事後公表の案件の平均落札率と事前公表だった場合の平均落札率の想定値を比較すると、事後公表の平均落札率が高くなっていますが、この差は大きいのでしょうか。それともそれほど差はないと見たらいいのでしょうか。</p>	<p>比較した差としては、少ないと思います。ただ、いくらで自分の所はできるとして積算して応札されているというよりは、最低制限価格がいくらぐらいかを考えて応札している業者の方が多いためだと思いますので、その誤差がこの比較の差ではないかと考えます。</p>

質 問	回 答
<p>予定価格は事後公表にしたとしても、最低制限価格がいくらかを考えて応札してきているので、必ずしも積算していれてきている訳ではないということですね。</p>	<p>比較としても数%の誤差ですので、もっと自分の所ではこれぐらいできると積算していれば、もっと開きがあるのではないかと思います。</p>
<p>実際はそうになってない訳ですから、予定価格も最低制限価格も事後公表にしたとしても、応札をする基準となるのは最低制限価格がいくらを見越してくるので、結果的には事前公表でもあまり変わらないということでしょうか。理念からするときちんと積算して出してもらうのが本来だが、そうにはならないということですね。</p>	<p>この結果の傾向をみますとそうではないかと思いません。また、最低制限価格のみ事後公表案件ではほとんど事前公表時の平均落札率と比べてもほとんど変わりがないところからもそう言えるのではないかと思います。</p>
<p>そう言われると最低制限価格のみの案件はそうですね。</p>	<p>最低制限価格がありましたら、積算して自分の所はもうちょっと安くできるなと思っても、最低制限価格に合わせて応札してこられると思います。</p>
<p>事後公表案件の真弓小学校体育館内装改修工事は不落となっていますが、その後どうなったのですか。</p>	<p>再度公告でも不落でしたので、事前公表に切り替えて入札を行い、落札されています。</p>
<p>確認ですが、予定価格、最低制限各共に事後公表にすると事前公表に比べて、落札率は高くなるのですか。</p>	<p>事後公表の方がいくら高くなります。</p>
<p>業者もいくら最低制限価格を見てくるといっても努力して価格を出しているだろうし、でたための価格を出しているではなく、ある程度は積算されているのだからかとは思いますが、事後公表の方が、事前公表のように最低制限価格に張り付くより、ある程度は健全性があるのではないかと思います。大きく落札率に差が出てくる問題かもしれませんが、数%の負担で適切な業者を選んでいるという見方ができるのではないかと考えます。</p>	
<p>不調・不落についてですが、全国的に見たら、少ないですね。</p>	<p>少ない方だと思います。変動型最低制限価格制度を実施していた時の不落が3件ありましたので、これは固定式に制度が変わりましたので、不落については、今後ないと思います。</p>
<p>東北地方では、4分の1が不調・不落になっているそうですので、その点でいうと生駒市としては有利であると考えられますね。</p>	<p>本市ではまだ、登録業者が参加してくださってる状況です。</p>
<p>建築設計・建設コンサルタントの格付け廃止と発注標準の見直しについてですが、今までは、発注金額によって、そのランクの業者に応札してもらおうとしていたのを、発注金額の低い案件については、全業者対象とする今回の見直しは、現在Cランクの格付け業者の仕事が減ると考えます。その場合、今までの格付けによる仕事の配分という考え方と齟齬が生じると思うのですが、その点はいかがですか。</p>	<p>本市での実態からですが、例えば建築設計の場合では、現在Aランクの業者は発注金額の高い案件しか入ってこないと考えています。見直しで大きな点としては、Cランク等であった地域要件をなくすという点で、全業者対象になったとしても飛躍的に参加者が増えるとは思っておりません。</p>
<p>実際に参加者として増えるのは、現在のCランク業者で地域要件に入っていない業者が増えるだろうということですね。</p>	<p>そうなります。ただ、地域的に近畿でも営業所が遠いところは、発注金額が安い案件だと経費をかけてまで、応札してくるかどうかが難しい点だと思います。</p>

質 問	回 答
<p>現在のBランク業者は参加しそうですか。</p>	<p>金額的に安い案件についてはどうかとは思いますが、できる限り参加してもらえればと思っています。現在、建築設計業務等は最低制限価格はありませので、競争性を発揮してもらえればと考えています。</p>
<p>参加業者が減ってきている現状で、参加業者を増やそうとするなら、登録業者の対象を拡げる方法しかありませんね。</p>	<p>そういう方法しかないと考えています。今まで参加業者でなかった例えば大阪などの近隣業者の方が入札公告を見てください、参加して下さったと思いますし、せっかく登録していただいているので、案件によってはどこかに参加可能である仕組みにもなっています。もし、来年度からこういう発注方法を行ったことで、現在のCランク相当の業者が取りにくい状況であったり、参加業者もかなり多い状況になった場合は検討していきたいと考えています。</p>
<p>生駒市は今までも地域要件を拡げて行っているのので、市内業者だからといって優遇されている訳ではないと思いますが、地域性を重視するという点はいかがですか。</p>	<p>建築設計や建設コンサルタントは市内業者がいませんので、競争性を発揮させるには、今回のように市外に拡げる方法しかないと考えています。また、市内業者の方であってもほとんど参加されていません。</p>
<p>市内本店業者は3者ですか。もっと建築設計業者なら生駒市内で行っている業者はたくさんあると思うのですが、なぜ業者登録をしないのですか。</p>	<p>公共の仕事より、民間の仕事が中心で行われているのだと思います。公共の仕事で嫌がられるのは検査があったり、基準が民間より厳しいところがあるからだだと思います。</p>
<p>先ほども抽出案件の際にお話していましたが、予算の状況もあるのは分かるのですが、入札案件が分かっているのなら、もっと早いうちに公告を出して、業者に情報を提供していったらどうかと思います。できれば法律の許せる範囲内で、余裕のある入札期間をとれば、業者も考えて応札してくると思うのですが、その点はいかがですか。</p>	<p>私たち、入札担当課としてはできるだけ公告から開札期間をとりたいのですが、担当課の積算等もあって、なかなかすぐにできない場合があります。担当課としてはできるだけ早く業者を決めて、工事にとりかかりたいというのが本音になりますが、できるだけ応札業者にも考慮して、入札期間を設けて公告をしたいと考えています。</p>
<p><b>1-(4)-② 品格法等改正についての概要説明について</b></p>	<p>品確法、入契法及び建設業法の一体的改正の改正内容の概要説明するとともに、入契法に基づく要請について、本市の現在の実施状況を説明しました。</p>
<p>入契法に基づく要請で、先ほどからもお話のあった発注見通しの事項について、国の方も推し進めるべきだということですね。</p>	<p>現在、入契法において、4月1日、10月1日を目途で、年2回、公表しなさいとなっていますので、本市でもホームページ及び窓口での公表を行っています。</p>
<p>公表内容は具体的にどんなものですか。金額は公開していますか。</p>	<p>250万円以上の工事について義務付けられており、本市はこれとは別に1千万円以上の業務についても範囲を拡げて公表しています。具体的には案件名、発注する時期、契約方式となります。金額については一切公開していません。しかしながら、本市の予算書には掲載しているものもありますので、ある程度の金額を把握できる案件もあります。</p>

質 問	回 答
<p>ある程度、金額や規模も事前に公表すれば、業者も対応しやすいのではないかと思います。例えばこの金額なら何クラスとかは公表できないものですか。</p>	<p>事前公表、事後公表の案件を含めまして、今後、どこまで公表していくかは整理をしながら考えていく必要があると思います。また、建築一式工事や土木一式工事とかの発注業種は公表していますが、金額は法律上でも義務化されておりませんので、現在は公表しておりません。他の自治体でもそこまで公表していないと思います。</p>
<p>原則的には出せる限りの情報は出してあげた方が業者も参加しやすいと思いますし、そういう趣旨でもあるのではないかと思います。その点はいかがですか。</p>	<p>国の方針である予定価格の事後公表との兼ね合いもありますので、現時点では難しいと思います。</p>
<p>その点では整理が必要だと思いますが、検討してもらえればと思います。他の自治体がやっていないのであれば、生駒市がやるというのもいいのではないかと思います。</p>	
<p>発注見通しの具体例を見せていただけますか。</p>	<p>それでは、発注見通しを、委員の皆様にご送信させていただきます。なお、発注見通しとして、公表すべき内容は、名称・場所・期間・種別及び概要・入札及び契約の方法・入札を行う時期が、法律で定められた公表しなければならない内容となっています。</p>
<p>建設業法の改正で、解体工事業を新設した理由はなんですか。</p>	<p>解体工事というものの発注が難しいといえいいでしょう。現在、解体工事業を発注するには、建築一式工事、土木一式工事、とび・土工事のどれでもいいだろうという判断がされています。また建設業とは別に一定規模のものについては、解体業者だけの登録もあつたりして、非常にあいまいな所がありましたので、今回、建設工事業の中に解体業を加えて、今から5年を目途に、順次、解体工事業の許可を取ってもらい、5年後には解体工事をするには、解体工事業の許可を持ってないといけないようになると思います。</p>
<p>1-(5) その他</p>	<p>特になし。</p>
<p>5 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p>	<p>生駒市入札監視委員会運営要領第3条第1項第2号に基づき、森委員長に決定しました。</p>
<p>6 次回開催日について</p>	<p>次回の開催は、定例会議として平成27年7月29日(水)午後1時30分に開催することに決定しました。</p>